○国立大学法人東京科学大学における省エネルギーの推進に関する規則

平成21年2月6日

規則第8号

改正 平21規35, 平22規49, 平22規81, 平22規88, 平23規6, 平23規35, 平23規57, 平23規69, 平24規34, 平24規45, 平24規49, 平24規76, 平24規80, 平25規40, 平25規58, 平26規18, 平27規39, 平27規50, 平28規100, 平29規41, 平30規37, 平30規94, 平30規116, 平31規28, 令元規6, 令元規38, 令2規12, 令2規24, 令2規111, 令3規33

## 目次

- 第1章 総則(第1条一第4条)
- 第2章 省エネルギー推進体制(第5条―第9条)
- 第3章 大岡山地区における省エネルギー推進体制 (第10条・第11条)
- 第4章 省エネルギー推進員,省エネルギー副推進員及び省エネルギー居室推進員(第12条-第14条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「法」という。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)等に基づき、国立大学法人東京工業大学(以下「大学」という。)における省エネルギーの推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において「部局等」とは、国立大学法人東京工業大学組織運営規則(平成27年規則第81号。以下「組織運営規則」という。)に規定する組織をい
- 2 この規則において「部局長等」とは、前項の部局等の長をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、大学の事務及び事業における省エネルギーを着実かつ効果的に推 進するための体制を整備するものとする。

(職員の責務)

第4条 職員 (無期雇用職員,有期雇用職員及び非常勤講師(雇用)を含む。以下同じ。)は、学長、部局長等その他関係者が、法令及びこの規則に基づいて講ずる省エネルギーのための措置に協力しなければならない。

第2章 省エネルギー推進体制

(組織)

第5条 学長は、省エネルギー推進の業務のための組織として、別図に掲げる省エネルギー推進体制を整備し、これを運用する。

(キャンパスマネジメント本部省エネルギー推進部門)

第6条 省エネルギーの推進に関する諸施策の企画,立案及び実施並びに連絡調整 及び情報収集等については、キャンパスマネジメント本部省エネルギー推進部門 において行う。

(エネルギー管理統括者)

- 第7条 大学に、法の定めるところによりエネルギー管理統括者を置く。
- 2 エネルギー管理統括者は、キャンパスマネジメント本部省エネルギー推進部門 長をもって充てる。
- 3 エネルギー管理統括者は、大学におけるエネルギー使用の合理化の目標達成の ための中長期的な計画の作成事務、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等の業務を統括する。

(エネルギー管理企画推進者)

- 第8条 大学に、法の定めるところによりエネルギー管理企画推進者を置く。
- 2 エネルギー管理企画推進者は、次条に規定するエネルギー管理員のうちから学 長が指名する。
- 3 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者の行う業務を補佐する。 (エネルギー管理員)
- 第9条 大岡山地区(組織運営規則第3条第1号に規定する地区をいう。以下同じ。) 及びすずかけ台地区(組織運営規則第3条第2号に規定する地区をいう。以下同 じ。)に、法の定めるところによりエネルギー管理員を置く。
- 2 エネルギー管理員は、当該地区に勤務する職員で、かつ、法令に定める資格を 有する職員のうちから学長が指名する。
- 3 エネルギー管理員は、各地区におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等の業務を管理する。

第3章 大岡山地区における省エネルギー推進体制 (統括管理者)

- 第10条 大岡山地区に、条例の定めるところにより統括管理者を置く。
- 2 統括管理者は、大岡山地区に勤務する職員で、かつ、条例に定める資格を有する職員のうちから学長が指名する。
- 3 統括管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 大岡山地区における省エネルギーの実施状況の把握
  - 二 大岡山地区における職員への省エネルギーに関する指導及び監督
  - 三 学長への意見申出
  - 四 前3号に掲げるもののほか、大岡山地区において省エネルギーのために必要な業務

(技術管理者)

- 第11条 大岡山地区に、条例の定めるところにより技術管理者を置く。
- 2 技術管理者は、大岡山地区に勤務する職員で、かつ、条例に定める資格を有す る職員のうちから学長が指名する。
- 3 技術管理者は、次の各号に掲げる者に技術的助言を行う。

- 一 学長
- 二 統括管理者
- 三 前2号に掲げるもののほか、大岡山地区において省エネルギー推進に係る者 第4章 省エネルギー推進員、省エネルギー副推進員及び省エネルギー居室 推進員

(省エネルギー推進員)

- 第12条 大学に、別表に定めるとおり、省エネルギー推進員を置く。
- 2 省エネルギー推進員は、大学の事業活動における省エネルギーを、管理範囲において着実かつ効果的に推進する。
- 3 省エネルギー推進員は、省エネルギーを推進するために、次の各号に掲げる事項の指導、助言及び啓発活動の措置を講じるものとする。
  - 一 不在時の教員研究室,事務室,教室等の消灯及び冷暖房の停止に関すること。
  - 二 冷房暖房時の室温の管理に関すること。
  - 三 昼休時の消灯及び使用していない部屋の冷暖房の停止に関すること。
  - 四 照明器具の清掃及び蛍光ランプの取替に関すること。
  - 五 空調機のフィルターの清掃及びメンテナンスに関すること。
  - 六 節電警報時の対応に関すること。
  - 七 その他省エネルギーに関すること。

(省エネルギー副推進員)

- 第13条 大学に,別表に定める管理範囲に,若干名の省エネルギー副推進員を置き, 省エネルギー推進員が指名する者をもって充てる。
- 2 省エネルギー副推進員は、省エネルギー推進員の職務を補佐し、管理範囲のうち、省エネルギー推進員が定める範囲における省エネルギーの推進に必要な措置 を講ずる。

(省エネルギー居室推進員)

- 第14条 各建物の居室に、省エネルギー居室推進員を置く。
- 2 省エネルギー居室推進員は、大学の事業活動における省エネルギーを当該居室において着実かつ効果的に推進する。
- 3 第12条第3項の規定は、省エネルギー居室推進員に準用する。
- 4 省エネルギー居室推進員は,第12条第3項各号に掲げる事項に関して実施の記録を作成し,これを省エネルギーの推進に活用しなければならない。

附則

この規則は、平成21年2月6日から施行する。

附 則 (平21.3.19規35)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平22.4.2規49)

この規則は、平成22年4月2日から施行し、改正後の国立大学法人東京工業大学における省エネルギーの推進に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平22.9.17規81)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。 附 則 (平22.10.1規88)

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (平23.1.7規6)

この規則は、平成23年1月7日から施行する。 附 則 (平23.4.1 規35)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 (平23.9.2 規57)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平23.10.24規69)

この規則は、平成23年10月24日から施行する。

附 則 (平24.4.6 規34)

この規則は、平成24年4月6日から施行し、改正後の国立大学法人東京工業大学 における省エネルギーの推進に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用す

附 則 (平24.6.29規45)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平24.7.6 規49)

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平24.12.7規76)

この規則は、平成24年12月7日から施行する。

附 則 (平24.12.7規80)

この規則は、平成24年12月7日から施行し、改正後の国立大学法人東京工業大学 における省エネルギーの推進に関する規則の規定は、平成24年11月1日から適用す る。

附 則 (平25.3.29規40)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平25.7.5 規58)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平26.3.20規18)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平27.3.31規39)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平27.4.3規50)

この規則は、平成27年4月3日から施行する。 附 則 (平28.3.18規100)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 (平29.3.17規41)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平30.3.16規37)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 (平30.10.5規94)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 (平30.12.21規116)
- この規則は、平成31年1月1日から施行する。 附 則 (平31.3.15規28)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令元.6.20規6)
- この規則は,令和元年7月1日から施行する。 附 則(令元.11.15規38)
- この規則は、令和元年12月1日から施行する。 附 則 (令2.1.24規12)
- この規則は、令和2年2月1日から施行する。 附 則(令2.2.21規24)
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令2.11.20規111)
- この規則は、令和2年12月1日から施行する。 附 則(令3.3.19規33)抄
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表 (第12条, 第13条関係)

省エネルギー推進員、省エネルギー副推進員及び管理範囲		
省エネルギー推進員	管理範囲	省エネルギ 一副推進員
理学院長	理学院,大学院理工学研究科理学系,理学部,極低温研究支援センター	管理範囲ご とに選出さ れた者(若 干名)
工学院長	工学院,大学院理工学研究科工学系,工学部,大学院総合理工学研究科,大学院情報理工学研究科,大学院社会理工学研究科	
物質理工学院長	物質理工学院,大学院理工学研究科理学系,大学院理工学研究科工学系,大学院総合理工学研究科	
情報理工学院長	情報理工学院,大学院情報理工学研究科	
生命理工学院長	生命理工学院,大学院生命理工学研究科, 生命理工学部,放射線総合センター	
環境・社会理工学院長	環境・社会理工学院,大学院イノベーションマネジメント研究科,大学院理工学研究科工学系,大学院総合理工学研究科,大学	

	院情報理工学研究科,大学院社会理工学研 究科
リベラルアーツ研究教 育院長	リベラルアーツ研究教育院,大学院社会理 工学研究科
科学技術創成研究院長	科学技術創成研究院
事務局長	事務局,附属図書館,保健管理センター, 学術国際情報センター,博物館,リーダー シップ教育院,物質・情報卓越教育院,超 スマート社会卓越教育院,エネルギー・情報卓越教育院,イノベーション人材養成機構,国際教育推進機構,社会人アカデミー,地球インクルーシブセンシング研究機構,ものつくり教育研究支援センター,学生支援センター,オープンイノベーション機構,オープンファシリティセンター
地球生命研究所長	地球生命研究所
元素戦略研究センター 長	元素戦略研究センター
附属科学技術高等学校 長	附属科学技術高等学校

別図 (第5条関係)

省エネルギー推進体制

